

写

舞鶴市特別職報酬等審議会

答 申

令和7年10月9日

本審議会は、市長、副市長及び教育長の給料並びに議会の議員の議員報酬（以下「特別職報酬等」という。）の額について、それぞれの職責、他の地方公共団体の特別職報酬等の額との比較、一般職の職員の給料改定の状況、並びに社会経済情勢を考慮して、公平、中立的な立場から、慎重に審議を重ねてきた。

1. 市長、副市長及び教育長の給料

(1) 現状

市長、副市長及び教育長の給料の額は、平成29年10月18日付けの答申に基づき、平成30年4月に、市長は94万9千円に、副市長は78万1千円に、教育長は68万8千円に改定された。

その後、審議を行った令和3年10月15日及び令和6年3月1日付けの答申においても「現行額が適当である」とされており、同額で現在に至っている。

(2) 審議内容

市長、副市長及び教育長の給料の額については、本市と人口や財政規模が類似する地方公共団体及び京都府内の14市との比較検討を行ったところ、本市の給料額は、類似団体の平均額（市長：92万3千円、副市長：76万7千円、教育長：68万9千円）及び京都府内14市の平均額（市長：91万4千円、副市長：75万4千円、教育長：67万6千円）を概ね上回っているものの、その職責の重さを鑑みれば適正な水準にあると判断した。

また、一般職の職員の給料改定の状況並びに社会経済情勢も考慮して、総合的に検討した結果、別表のとおり、現行額が適当であるとの結論に達した。

2. 議会の議員の議員報酬

(1) 現状

議員報酬の額は、平成8年4月30日付けの答申に基づき、同年6月

に、議長は57万円、副議長は48万円、議員は44万円、にそれぞれ改定された。

その後、審議を行った平成29年10月18日、令和3年10月15日及び令和6年3月1日付けの答申においても「現行額が適当である」とされており、同額で現在に至っている。

(2) 審議内容

議員報酬の額について、本市と人口や財政規模が類似する地方公共団体及び京都府内の14市との比較検討を行ったところ、本市の報酬額は、京都府内14市の平均額（議長：51万4千円、副議長：45万4千円、議員：41万8千円）を上回っているものの、議長、副議長及び議員の職責、一般職の職員の給料改定の状況並びに社会経済情勢を考慮して、総合的に検討した結果、別表のとおり、現行額が適当であるとの結論に達した。

3. 行政委員会等の委員及び附属機関の構成員の報酬

行政委員会等の委員及び附属機関の構成員の報酬については、市が行った令和2年度の見直し結果について、令和3年及び令和5年の審議会において「異論なし」との意見を申し述べている。

本審議会において、類似する京都府内の地方公共団体（福知山市、亀岡市、城陽市、長岡京市、宇治市等）の報酬額との均衡などを考慮し、検討した結果、現在の報酬額については、異論はないものとする。

4. 今後の審議会について

本審議会は、平成29年の答申に基づき、おおむね5年ごとに開催されているところである。しかしながら、近年の急激な物価高騰など、その時々々の社会情勢や他市の動向を適切に反映させるために、次回に限っては、その開催間隔を柔軟に検討する必要がある。

よって、今後の定期開催はおおむね5年ごととしつつ、次回の審議会については2、3年後を目途に開催し、変化に即した審議が行われるよう要

望する。

別表

特別職報酬等の額の答申

(単位：千円)

	現行額	答申額
市長	949	949
副市長	781	781
教育長	688	688
議長	570	570
副議長	480	480
議員	440	440

舞鶴市特別職報酬等審議会

会 長 川 端 隆 一

会長代理 福 本 清

委 員 大 川 るり子

委 員 岸 田 卓 彌

委 員 小 西 剛

委 員 藤 澤 重 子

委 員 保 田 信 三